

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規 則

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（一四・水産漁港課）

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（一五・商工業振興課）

人事委員会規則

人事委員会規則一〇（公務災害補償の審査の申立て）の一部を改正する規則
公営企業管理規程

秋田県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程（二・企業局総務課）

規 則

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十四号

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（秋田県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第一条 秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七の二号、第二十二の六号及び第二十六の二号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（秋田県漁港管理条例施行規則の一部改正）

第二条 秋田県漁港管理条例施行規則（昭和四十四年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第八条中「別表第二二号」を「別表第三二号」に改める。

（漁港法の規定に基づく許可等に関する規則の一部改正）

第三条 漁港法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

題名中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第一条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改める。

様式第四号中「殿」を「様」
「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改め、同様式の備考中「行なう」を「行う」
「記載すること」を「記載してください」に改める。

様式第五号中「殿」を「様」
「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改め、同様式の備考中「行なう」を「行う」
「記載すること」を「記載してください」に改める。

様式第六号中「殿」を「様」
「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改め、同様式の備考中「行なう」を「行う」
「記載すること」を「記載してください」に改める。

様式第七号中「殿」を「様」
「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改め、同様式の備考中「行なう」を「行う」
「記載すること」を「記載してください」に改める。

様式第八号中「殿」を「様」
「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改め、同様式の備考中「行なう」を「行う」
「記載すること」を「記載してください」に改める。

様式第九号中「殿」を「様」
「漁港法」を「漁港漁場整備法」
「漁港法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港漁場整備法に基づく許可等に関する規則」に改め、同様式の備考中「行なう」を「行う」
「記載すること」を「記載してください」に改める。

「漁池」に改め、同様式の備考一中「記載すること」を「記載してはならない」に改め、同様式の備考二中「記載しないこと」を「記載しないこととする」に、「記載すること」を「記載してはならない」に改め、同様式の備考三中「記載すること」に、「記載すること」を「記載してはならない」に改める。

様式第十号及び様式第十一号中「海産物の漁獲に關し、海産物の種類を記載する規則」を「海産物の種類を記載する規則」に改める。

（秋田県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第四条 秋田県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号八ト、第十八条第一号二及びホ並びに同条第七号ト中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十五号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県工業技術センター条例施行規則（昭和五十七年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表中X線マイクロアナライザーの項及びNＣジク中グリ盤の項を削り、同表NＣ精密成形研削盤の項の次に次のように加える。

電子プローブマイクロアナライザー

一、六〇〇円

別表ラマン分光光度計の項の次に次のように加える。

酸素・窒素分析装置

一、三〇〇円

別表フーリエ変換赤外分光光度計の項を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則一〇 二（公務災害補償の審査の申立て）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一〇 二（公務災害補償の審査の申立て）の一部を改正する規則

規則一〇 二（公務災害補償の審査の申立て）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第四十五条第二項および公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に改め、「第四百二十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第八条第一項」を「第五条第一項」に、「基き」を「基づき」に、「および」を「及び」に改める。

第二条第一項中「第四十五条第二項または公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第八条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第一号中「住所および生年月日ならびに」を「住所及び生年月日並びに」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第二号中「職員」を「者」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「または」を「又は」に改め、同項第三号中「および」を「及び」に改め、同項第五号中「および理由ならびに」を「及び理由並びに」に改め、同項第六号中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公営企業管理規程

秋田県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十二日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 小田内 富雄

秋田県公営企業管理規程第二号
秋田県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

秋田県企業局被服貸与規程（昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号及び第二号中

冬	夏
---	---

を

夏又は冬	冬	夏
------	---	---

に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄